

UBC情報



発行： 2021年12月 1日

No. 258

Selected Clients & Professionals Relationship

河野会計事務所からのお知らせ

年末年始休業のご案内

12月29日(水)～1月3日(月)までを

年末年始休業とさせていただきます。

ご迷惑をおかけ致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。



トピックス

ふるさと納税を行う場合の留意点等

年末にかけて、ふるさと納税を行う方が多くなりますが、以下のような留意点があります。

◆支払期限やワンストップ特例申請期限に注意

ふるさと納税は、控除上限額（年収や家族構成等で異なる）の範囲内で自治体に寄附を行った場合に、2千円を超える部分について、所得税と住民税から全額が控除されます。

令和3年分のふるさと納税として控除を受けるには、年内に寄附金の支払いが完了している必要があります。また、年内の受付を早めに締切る自治体もありますので、年末にふるさと納税を申込む場合は、各自治体の支払い方法ごとの期限を確認しましょう。

なお、控除を受けるには原則、確定申告が必要ですが、確定申告が不要な給与所得者等で、その年の寄附先の自治体が5団体以内の方は確定申告を行わずに控除が受けられる「ワンストップ特例制度」を利用できます。特例を利用する場合は、寄附を行った全ての自治体に申請書等の提出が必要で、寄附をした翌年1月10日（必着）が提出期限となります。

◆令和3年分の確定申告から申告手続の簡素化

ワンストップ特例を申請した方でも、寄附先が6団体以上となった場合や医療費控除などを適用するため確定申告を行う場合は、特例は無効となるため、全てのふるさと納税について確定申告が必要です。なお、確定申告の際は、自治体が発行する寄附金受領証明書の添付が必要となりますが、令和3年分の確定申告から、寄附先ごとの受領証明書に代えて、特定事業者（指定を受けたふるさと納税の仲介サイト運営会社）が発行する年間寄附額が記載された「寄附金控除に関する証明書」を添付できます。

新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）についてNEW

接種が受けられる時期

接種を行う期間は、令和3年12月1日から令和4年9月30日までの予定です。

接種の対象

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）の対象は、以下を全て満たす方全員です。

- ▶ 2回目接種を完了した日から、原則8か月以上経過した方▶ 18歳以上の方
- ▶ 日本国内での初回接種（1回目・2回目接種）又は初回接種に相当する接種（※1）が完了している方（※1）次の方が、初回接種に相当する接種を受けた方となります。ただし、日本で薬事承認されている[ファイザー社ワクチン](#)、[武田/モデルナ社ワクチン](#)、[アストラゼネカ社ワクチン](#)のいずれかを接種している場合に限りです。

- （ア）海外で2回接種した方（イ）海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業で2回接種した方（ウ）在日米軍従業員接種で2回接種した方（エ）製薬メーカーの治験等で2回接種した方

特に接種をお勧めする方

高齢者、基礎疾患を有する方などの「重症化リスクが高い方」

重症化リスクが高い方の関係者・介助者（介護従事者など）などの「重症化リスクが高い方との接触が多い方」また、医療従事者などの「職業上の理由などによりウイルス曝露リスクが高い方」

接種ワクチンと接種対象年齢

1回目・2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャーRNA（mRNA）ワクチンを使用します。

- ▶ [ファイザー社のワクチン](#)：追加接種（3回目接種）で使用します。18歳以上の方が対象です。

※武田/モデルナ社のワクチンについては、追加接種（3回目接種）に向けての薬事承認審査中です。（厚生労働省HPより）



令和2年度の法人の黒字申告割合は35%

国税庁が公表した令和2年度における法人税等の申告事績によると、法人税の申告件数は301万件で、その申告所得金額は70兆1301億円（前年度比7.9%増）、申告税額は12兆1220億円（同4.9%増）でした。

また、申告した法人のうち、黒字申告は105万3千件（同1.0%増）で、黒字割合は35.0%（同0.3ポイント減）となり10年ぶりの減少となっています。なお、黒字申告1件あたりの所得金額は6663万円（同6.8%増）です。

一方、申告欠損金額は23兆7219億円（同60.1%増）と大幅な増加となり、赤字申告1件あたり1212万円（同56.1%増）となっています。

インボイス登録申請書を記載する際の注意点

令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることに伴い、「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まっています。

登録申請書の提出する際、法人は登記上の法人名や所在地（建物名、部屋番号も）を正確に記載します。個人事業者は「氏名又は名称」欄に氏名を正確に記載し、屋号は記載しないように注意します（屋号を公表する場合は「公表申出書」の提出が必要）。また、「代表者氏名」欄の記載は法人のみ必要となり、個人事業者は不要です。

なお、e-Taxで提出する場合は二重送信とにならないように注意します（二重送信の場合は原則、最後に送信された申請書が取扱われます）。



年末調整のポイント

年末調整の時期が近づいてきました。なお、扶養控除等申告書などへの押印は不要となりました。

◎**年末調整の対象者**……原則として「扶養控除等申告書」を提出している方ですが、給与総額が2千万円を超える方などは対象外です。

◎**年末調整の対象となる給与**……1～12月までに支払うことが確定した給与です。また、年の途中で就職した方が別の会社から給与を受けていた場合は、その給与を含めて年末調整をします。

◎**扶養控除等（異動）申告書**……この申告書で扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を確認するため、扶養親族等に異動がある場合などに異動申告が行われているかを確認します。なお、扶養控除等は年末調整を行う時点の現況で判断しますが、親族などが年の途中で亡くなった場合は、その時点で要件を満たしているかを判定します。

◎**基礎控除申告書**……合計所得金額が2500万円以下の方が基礎控除を受ける場合は提出が必要です。

◎**配偶者控除等申告書**……本人の合計所得金額が1千万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の方が配偶者控除又は配偶者特別控除を受ける場合は提出が必要です。

◎**所得金額調整控除申告書**……給与収入が850万円超の方で、23歳未満の扶養親族を有する場合などは所得金額調整控除を受けることができます。

◎**保険料控除申告書**……生命保険料や地震保険料を支払った方は「保険料控除証明書」、国民年金を支払った方は「社会保険料控除証明書」、iDeCoの掛金を支払った方（個人払込）は「小規模企業共済等掛金払込証明書」を添付等して提出します。

55万円又は65万円の青色申告特別控除

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者は、正規の簿記の原則（複式簿記）により記帳し、貸借対照表及び損益計算書を確認申告書に添付して、その年の確定申告期限（翌年3月15日）に提出している場合は、原則55万円の青色申告特別控除を受けることができます。

また、これらの要件に加え、①e-taxによる電子申告、又は②電子帳簿保存のいずれかを行った場合は、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。なお、還付申告書等を提出する方でも、青色申告特別控除を受けるには、確定申告期限までに申告書の提出が必要です。

新しい仲間が増えました

名前	尾崎 ちさと
好きなもの 好きな時間	音楽、服、コスメ 飼っているチワワを撫でている 時間が幸せです。
ご挨拶	日々学ぶことが沢山ありますが、 何でも吸収しようという姿勢で 頑張っています。 どうぞ宜しくお願い致します！

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10
TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753
MAIL: info@ubc-net.com
URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 258
発行： 2021年
12月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL： 0836-33-6717
FAX： 0836-33-6753
Mail： info@ubc-net.com
URL： http://ubc-net.com
所属： (一財)総合福祉研究会
(一社)全国地域医業研究会

社会福祉

コロナもひと段落、業況も回復の兆し？

～WAMが「社会福祉法人経営動向調査(WAM短観)」(9月調査)を公表～

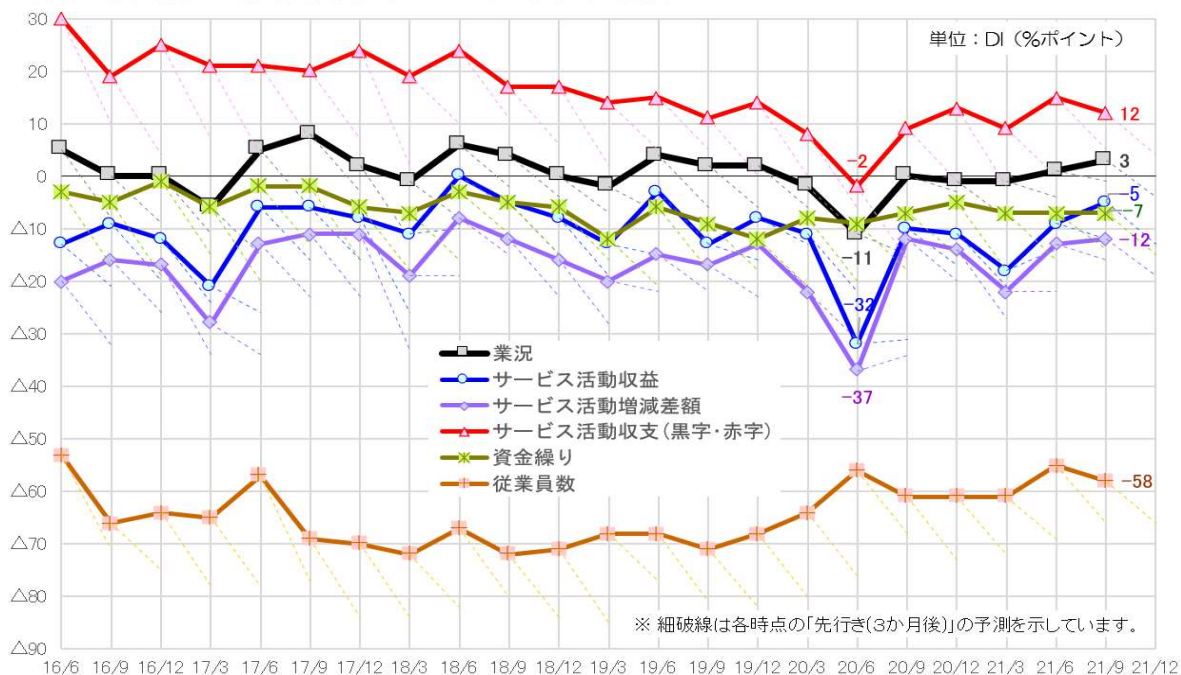
◆福祉医療機構(WAM)では、社会福祉法人及び特別養護老人ホームの経営における現場の声・実感を把握し、社会福祉政策の適切な運営に寄与するため、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人であってWAMにモニターとして登録している法人を対象として、四半期ごと(6月・9月・12月・3月)に「社会福祉法人経営動向調査(WAM短観)」を実施しています。今般、9月に実施された調査の結果が公表されました。

参考資料の図表は平成28(2016)年度以降のWAM短観をグラフ化したものですが、業況判断のDIは新型コロナウイルス感染症が流行し始めた令和2(2020)年3月にマイナスとなりその6月には△11まで低下、9月には△0まで回復しますが、その後2期続けて△1でした。前回調査でようやく1とプラス化し、今回もそこから2%ポイント上昇して3となりました。回復の兆しを感じられます。

サービス活動収益のDIは、前回調査から4%ポイント上昇して△5と、サービス活動増減差額のDIは1%ポイント上昇して△12となりましたが、依然としてマイナス値を推移しています。サービス活動収支(黒字・赤字)のDIは、前回調査から4%ポイント低下しまして12となりましたが、それでも昨年6月を除いてプラスで推移、黒字の法人のほうが赤字の法人よりも多い状況が続いています。

資金繰りのDIは前回調査とほぼ同水準の△7でした。長期的に見ても概ね△10以内で推移しています。従業員数のDIは前回調査から2%ポイント低下して△58となりました。従業員の確保は依然として厳しい状況ではありますが、2、3年前の△70前後に比べると、10%ポイント改善しているとも言えます。(総合福祉研究会)

◆図表 社会福祉法人経営動向調査(～2021年9月調査)の概要



※ DIは各項目の第1選択肢の回答割合から第3選択肢の回答割合を差し引いて算出。業況:「良い」-「悪い」、サービス活動収益及びサービス活動増減差額:「増加」-「減少」、サービス活動増減差額:「黒字」-「赤字」、資金繰り:「容易」-「厳しい」、従業員数:「過剰」-「不足」

資料:独立行政法人福祉医療機構(WAM)「社会福祉法人経営動向調査の概要」から作成

第37回総合福祉研究会全国大会「東京大会」開催 ～テーマは「社会福祉法人の未来への道標—ともに考えともに歩む」～

◆10月29日、総合福祉研究会第37回全国大会が東京都千代田区の都市センターホテルで開催されました。本年も昨年の和歌山大会と同様、開催期間を1日に短縮するとともに、会場参加とWEB会議システムZOOMを用いたオンライン参加を組み合わせたハイブリッド開催となりました。

◆基調講演は、元厚生労働省事務次官の鈴木俊彦様に「地域共生社会の展望 ～社会福祉法人に期待すること～」と題してご講演いただきました(参考資料の図表1参照)。

少子高齢化など人口構造の変化や生産年齢人口の減少によるマンパワー問題、また高齢者世帯・単身世帯の増加や地域社会の変容等から、福祉ニーズも多様化・複雑化してきており、生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者など、既存の社会福祉事業制度では十分に対応できない者に対する支援の必要性が高まっています。

社会福祉法人は、「社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人」と位置付けられたことから、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる、と、多様化・複雑化している地域の福祉ニーズを十分に把握したうえで、営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを率先して供給することを社会福祉法人に求めました。

最期に「これからの社会を考える3つの視点」として①今後の社会経済構造の変化を見通した総合的な取組、②地域共生社会の構築、③国民が共有できる理念の形成、を挙げたうえで、「コロナによって問題点が浮き彫りにされ、視点の有効性は更に高まっている」と締め括りました。

(総合福祉研究会)

◆図表1 市町村の重層的な支援体制の構築

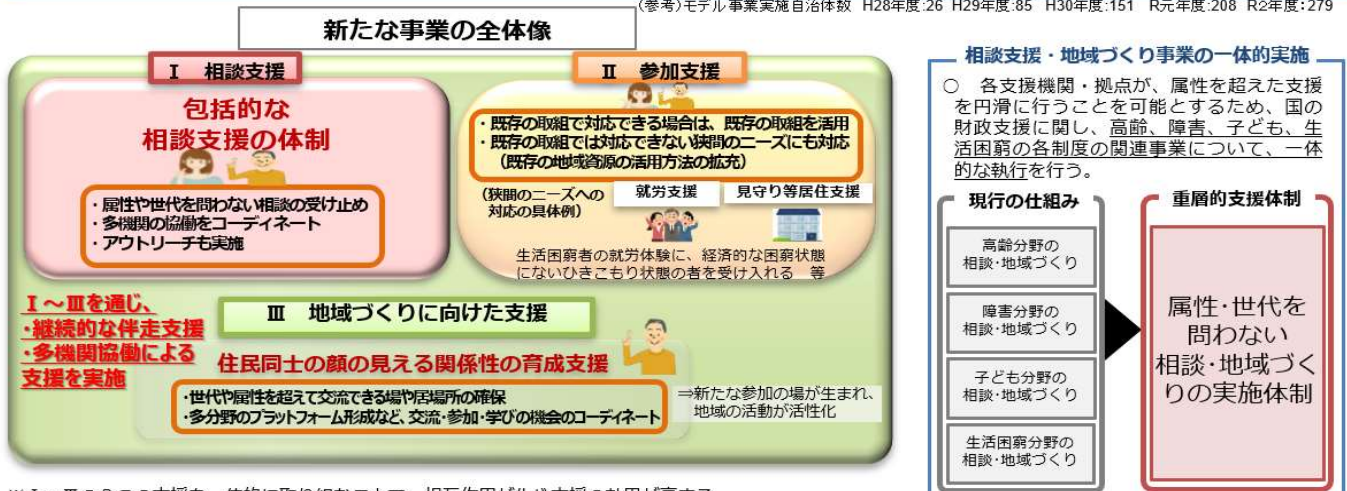
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(*)する中、従来の支援体制では課題がある。
▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208 R2年度:279



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

資料:2021.10.29総合福祉研究会全国大会「地域共生社会の展望 ～社会福祉法人に期待すること～」から